

# 「三重とこわか健康経営カンパニー2022」認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
1	経営理念・方針(経営者の自覚)		健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須	
2	組織体制		健康づくり担当者の設置	必須	
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健康診断のデータの提供	必須	
3	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	対策の検討	健康課題に基づいた具体的目標の設定	必須	
		健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～⑯のうち4項目以上	必須
			②-1受診勧奨の取組(②-2、②-3以外)		
			②-2がん検診の受診勧奨の取組		
			②-3がん精密検診の受診勧奨の取組		
		③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施			
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	④管理職又は従業員に対する教育機会の設定	左記①～⑯のうち4項目以上	必須
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取組		
		職場の活性化	⑥コミュニケーションの促進に向けた取組		
		病気の治療と仕事の両立支援	⑦-1病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取組(⑦-2、⑭以外) ⑦-2がんの治療と仕事の両立の促進に向けた取組		
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑧保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取組	左記①～⑯のうち4項目以上	必須
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑨食生活の改善に向けた取組		
			⑩運動機会の増進に向けた取組		
			⑪女性の健康保持・増進に向けた取組		
		感染症予防対策	⑫従業員の感染症予防に向けた取組		
		過重労働対策	⑬長時間労働者への対応に関する取組		
メンタルヘルス対策		⑭メンタルヘルス不調者への対応に関する取組			
インセンティブ	⑮従業員に対してインセンティブを提供する取組				
	受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取組	必須		
4	評価・改善		⑯健康経営の取組に対する評価・改善		
5	法令遵守・リスクマネジメント		定期健診を実施していること	必須	
			保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施	必須	
			50人以上の事業場におけるストレスチェックを実施していること<注3>	必須	
			従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと	必須	

特定健診を含む

歯科健診を含む

がん対策の取組を「見える化」

不妊治療への配慮を含む

企業のメンタルヘルス対策

三重とこわか健康マイレージ事業「取組協力事業所」を含む

※評価項目は、経済産業省・日本健康会議の健康経営優良法人認定制度(中小規模法人部門)に準拠しています。